

# 川口市立南中学校校則（生徒心得）について

## 1 校則の方針

校則は、学校が教育目標を達成するために必要かつ合理的範囲内において学校や地域の実態等も勘案した上で、校長の判断により制定するものである。

また、特に以下の点に留意して定めるものである。

- ・学校は学びの場であるため、自他の学習活動の妨げにならないこと
- ・学校は共同生活の場であるため、自他の健康・安全を第一にすること
- ・学校は共同生活の場であるため、他者の権利を尊重すること
- ・学校は共同生活の場であるため、マナーを考えた行動をとること

## 2 違反時の対応

- ・すぐに直せるものはその場で直させたのちに保護者へ連絡する。
- ・その場ですぐに直せないものについては保護者の協力を仰ぎ、家庭で直させたのちに学校が確認する。
- ・直すまでに時間がかかる場合は、別室指導をすることもある。

## 3 校則の見直し

- ・毎年の生徒総会で校則の内容についても見直しを行うとともに、生徒会本部を中心に必要に応じて協議を行う。その結果に応じて、生徒会長が校長に対して要望を行う。その要望について教員が協議を行い、最終的に校長が判断する。
- ・生徒から緊急な訴えがあった場合には生徒会本部が協議し、必要に応じて生徒会長が校長に対して要望する。
- ・定期の学校評価や学校運営協議会において、家庭や地域の校則に関する意見を継続的に聴取し、必要に応じて協議する。
- ・教員からの要望により改定を協議する場合、生徒会本部を中心とした生徒の意見を丁寧に聴取し、その意見を踏まえたうえで協議を行う。
- ・校長は、必要に応じて、教師、生徒代表、学校運営協議会委員、PTA代表をメンバーとした「校則検討委員会」を開催し、幅広く意見を聴取する。
- ・改定後の施行時期については、その内容により適切に判断する。
- ・少数意見も尊重し、その必要性に応じて適切に判断する。

## 4 補足

なお、本校則（生徒心得）は、教師、生徒代表、学校運営協議会委員、PTA代表をメンバーとした「校則検討委員会」を開催し、その協議結果を反映させ見直したものである。

（校則見直しの経過）

第1回校則検討委員会 令和4年 7月20日

第2回校則検討委員会 令和4年11月25日

（生徒総会での校則の見直し）

令和5年11月13日

（附 則）

本校則は令和5年 4月1日から施行する。

本校則は令和5年12月1日から施行する。

# 川口市立南中学校校則（生徒心得）

## 1 登下校

- (1) 特別な指示をされた時以外は、標準服を着用し、交通ルール・マナーを守って登校する。
- (2) 欠席、遅刻、早退の場合、8時00分までに保護者が学校へ電話または欠席連絡フォームで連絡する。  
※遅刻の場合は、登校時に職員室へ行き、学年の先生へ報告する。  
※一度早退した生徒については自宅待機とし、その後の外出は控える。
- (3) 自転車による通学は許可しない。
- (4) 登校後は放課後まで無断で校外に出ない。（緊急の場合は、担任の先生に必ず相談する。）
- (5) 登下校時間
  - ①7時30分より前には登校しない。
  - ②8時10分には荷物をロッカーへ片づけ、着席し、8時15分のチャイムで出席の確認を行う。
  - ③最終下校時刻は、下記の通りとする。部活動は15分前に終了とする。

	4月~9月	10月・11月	12月・1月	2月	3月
最終下校時刻	18時30分	17時30分	17時00分	17時30分	18時00分

- (6) 登校時は標準服、下校時は標準服または体育着・ジャージや部活動の活動服での下校とする。
- (7) 休日に登校する際は、標準服または体育着・ジャージとする。部活動は活動服に準ずる。
- (8) 平日は正門のみ、休日は通用口・駐車場門を使用して登下校する。

## 2 持ち物

- (1) 友達間での物の貸し借りは禁止。忘れ物をした場合は、授業前に自分から先生へ報告する。
- (2) 学習に必要な物は持ってこない。  
※携帯電話、漫画・雑誌、ゲーム類、音楽プレイヤー、お菓子類などの持ち込みは禁止。
- (3) 水筒は年間を通じて持参可。中身は、水、お茶、スポーツドリンクとする。  
※水分補給は休み時間にし、授業中は机の上に置かない。  
※缶、ビンの飲み物の持ち込みは禁止。ペットボトルは水筒補充用のみとする。
- (4) 香水や制汗剤（汗ふきシートやスプレーなど）は禁止。（部活動も同様）
- (5) リップクリーム・日焼け止めは無色・無香料であれば可とする。  
※使用は休み時間にし、授業中は机にも置かない。
- (6) ハサミは使用するとき以外はカバン等で管理する。その他の刃物類は持ち込まない。
- (7) 菓等の持ち込みに関しては、担任を通して学校に相談する。

## 3 学校生活

- (1) 日課表の時間を守って生活する。
- (2) 登校後は名札を着用する。標準服から着替える際に、名札を戻す。（名札は教室保管）
- (3) 移動教室時は、消灯、戸締りを確認し、始業のチャイムに間に合うように移動する。  
エアコンとストーブは移動する際に先生にお願いして切ってもらおう。  
※生徒のエアコン、ストーブの操作は禁止。
- (4) 授業は原則、標準服で受ける。教科の先生の指示を受け、必要に応じて体育着・ジャージに着替える。  
※一度、着替えたならそのまま体育着・ジャージで授業を受ける。
- (5) 他クラス、他学年廊下、教室ベランダなどには許可なく入らない。
- (6) 午後の授業はジャージに着替えて受ける。（給食前に着替えない。）
- (7) 昼休みは河川敷グラウンドを使用してよい。（～13時30分）  
※ボール等は学校で貸し出ししているもののみ使用可とする。  
※土手上的の道路、駐車場、花壇前レンガ通路、幼稚園との間は使用しない。
- (8) 日頃から校内美化に努め、無言清掃を心がけ、終了の報告を担当の先生にする。
- (9) 怪我等で上履きが履けない場合、教員の許可のもと持参した履物を使用してもよい。  
ただし、その理由で自転車使用は不可とする。また、着替えが困難な場合、ジャージでの生活・登下校を可とする。  
※原則、公共交通機関を使用する。（保護者の送迎可）
- (10) 部活動は自分の荷物を活動場所まで持っていき、活動後は教室に戻らないようにする。  
欠席連絡は、原則本人が顧問の先生に直接伝える。カギは必ず元の場所に戻すこと。
- (11) 部活動での差し入れはなるべく水分補給や栄養補給となるものとし、必ず顧問に手渡してもらう。  
※生徒同士、保護者からのお土産は禁止。

## 4 服装・頭髪等

### (1) 服装

#### ① 冬季

##### < A型 >

- ◎学校指定の詰襟学生服・スラックス
- ◎ワイシャツ（白）
  - ・開襟シャツ、ボタンダウン禁止。
- ◎革ベルト（黒）

##### < B型 >

- ◎学校指定のブレザー・ベスト・スカートまたはスラックス
  - ・スカートは膝が完全に隠れる長さで、ウエスト部分を折らない。
  - ・スラックス着用時は革ベルト（黒）を使用する。
- ◎リボン（エンジ）
- ◎ワイシャツ（白）、ブラウス（白）

##### < A B共通 >

- ・ワイシャツの下には体育着を着用する。（肌着は外から見えないようにし、無地とする）
- ・登下校時、防寒着を標準服の上に着用することができる。
- ・セーターは、紺色、無地とする。（ワンポイント可）

#### ② 夏季

##### < A型 >

- ◎ワイシャツ（白）
  - ・襟立て、ボタンダウンは禁止。
  - ・開襟シャツ禁止。
  - ・第一ボタンは外してもよい。
- ◎標準服（スラックス）
- ◎革ベルト（黒）

##### < B型 >

- ◎ワイシャツ・ブラウス（白）
  - ・リボンを着用しない場合、ブラウスは第1ボタンまで、ワイシャツは第2ボタンまで留める。
- ◎学校指定の標準服（ベスト・スカートまたはスラックス）
  - ・スカートは膝が完全に隠れる長さで、ウエスト部分を折らない。
  - ・スラックス着用時は革ベルト（黒）を使用する。

### (2) 頭 髪

- ・前髪が目にかからないこと。
- ・肩に髪がいたら結ぶ。  
（ゴムやピンの色は黒・紺・茶とし、極端に大きい物や飾りのついている物は禁止。）
- ・剃り込み、ラインを入れるなど奇抜な髪形は禁止。
- ・染色、脱色、パーマ、整髪料などは禁止。縮毛矯正は事前に学校に相談する。

### (3) 靴下、鞆など

##### < 靴下 >

- ◎白・黒・紺（無地 くるぶしが隠れるもの）
  - ・黒タイツの着用可（冬季）
  - ・ワンポイント可、ライン可

##### < 靴 >

- ◎上履き、アリーナシューズは学校指定の物とする。
- ◎外履きは運動靴とする。色は自由（靴ひもを含む）。

##### < 鞆 >

- ◎本校指定の学生鞆。
- ◎必要に応じて本校指定のサブバッグ（青バッグ）
  - ・かばんにお守りやキーホルダーをつける際は、それぞれ1つまでとする。

##### < その他 >

- ・標準服とジャージの併用は禁止。